

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成28年9月21日（平成28年（独個）諮問第15号）

答申日：平成29年2月15日（平成28年度（独個）答申第32号）

事件名：本人に対する成績修正要請の具体的内容情報等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報5（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3を、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、本件対象保有個人情報4及び本件対象保有個人情報5の一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報4及び本件対象保有個人情報5の不開示部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年8月22日付け特定高専総第153号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 処分庁は開示請求した情報の保有がないことを認める。このことは「審査請求人に規則違反行為はなく、成績修正要請がなかった」ことを認めることである。

処分庁がこのことを認めないときは開示請求保有個人情報を全部開示とし、開示請求で求めた実施方法で開示を行う。

イ 処分庁は開示請求の個人情報の保有を否定していないが、保有があれば偽りの情報である。法5条違反の情報である。開示決定通知はこの事実を隠蔽するものであり、開示の実施方法はこの隠蔽を補強する意図がある。

（ア）部分開示

不開示の規則に従った成績修正要請を開示する。矛盾である。審査請求人に成績修正要請はなかった。このことは課程修了認定会議に出席した教員に確認できる。部分開示は、成績修正要請があったとすることで生じる矛盾を曖昧にする意図がある。

(イ) 不開示とした部分とその理由

A 不開示処分理由「開示請求の対象が保有個人情報に該当しないため」

開示請求の規則は特定高等専門学校教務手帳の中に存在しない。どこに存在するかも明らかにしていない。規則の不存在を隠すための不開示である。

B 不開示処分理由「請求者以外の保有個人情報が含まれているため」

請求者（審査請求人）以外の保有個人情報とは学生の成績である。既に開示の状態にある。この成績情報は開示の具体的内容情報に必須であり、この不開示理由は成り立たない。

ウ 開示請求の情報は公表に虚偽、偽造がないことを証明するもので、処分庁は「学校の決定」、「従来通り評価」、「修正の要請」に係る情報が開示しなくてはならない。「学校の決定」の規則を開示しなくてはならない。規則の開示で「従来通り評価」の改正の日付がわかる。「修正の要請」があったとする事実は全部開示でなければ証明できない。処分庁は開示請求情報を全部開示することで、「評価は別の教諭が代行」の評価方法で修正要請対象の成績をどう扱ったかを明らかにすることになる。

エ 開示の実施の方法

開示の実施の方法を請求していない方法とした。審査請求人を校内に入れず開示の実施は過去にも行っている。開示請求書で請求した開示の実施方法としない理由の説明もない。請求した方法での開示の実施でなければならない。

(2) 意見書

本件は開示決定通知書にある不開示処分及び部分開示処分についての審査請求である。

機構は開示決定通知書に「特定高等専門学校試験及び成績評価に関する規則」（添付資料A、以下、第2において「成績評価規則」という。）を同封した。即ち、規則は不開示と通知すると同時に成績評価に関係する規則の全部を開示した。また、部分開示情報は、審査請求人に要請であるから、審査請求人が既にわかっていることは当然である。

従って、審査では全部開示とすることを求める。これは、

i 機構は不開示の「中間試験結果を成績とする規則」「その評価方法

を定めた規則」「修正の要請の根拠の規則」（まとめて開示請求規則とする）が、成績評価規則のそれぞれ何条に該当するかの情報を開示する。該当条項がないときは開示請求規則が載った規則を開示する。

- ii 部分開示の情報はメール（添付資料B）と、メールにある調査結果を必ず含む。答案も開示されなくてはならないが、開示決定通知で（黒塗り部分）としていることは、答案、調査結果の氏名を黒塗りにする通知と思われる。答案作成、調査前の採点は審査請求人が行ったものであるから、黒塗りでの開示としない。
- とすることである。

成績評価規則は特定年A4月1日より施行であるから、不開示とした「中間試験の結果を成績とする規則」「成績の修正要請の根拠の規則」はこの中になくなくてはならない。しかし、13条4、5で成績評価は前期末と学年末に行うことになっている。成績一覧表は17条で前期末及び学年末にだけ作成することになっている。中間試験結果は成績でないから中間試験の成績評価の規則は存在しない。また、「修正の要請の根拠の規則」も不存在である。開示請求規則は旧成績評価規則（付則2）にも存在せず、前年に開催された2回の教官会議（成績評価規則1枚目）において審議の対象にもなっていない。

上記iiの部分開示情報の中心は添付資料Bのメールである。「校長からあずかったA（審査請求人）の試験問題」とあるから、このメールの前に修正の要請はできない。このメールの開示に当たり黒塗りにする必要もない。答案と調査結果は「■■先生にお渡ししておきますので、お受け取りください」とあるのだから開示される。

訓告書（添付資料C）に開示請求規則も修正要請の事実も記載がない。開示請求規則の違反であれば、訓告書に何らかの記載がある。また、「再三の上司からの採点方法の説明をうながされている」事実があれば、「配点が無い」（添付資料B、（1））を教務委員に調査してもらった後に気付くことはない。即ち、訓告書は開示請求規則の不存在と修正要請の不存在を証明する証拠である。

本件審査で上記i及びiiによる開示が認められないときは、以下のようない進行となる。

- ① 部分開示と決定した情報は、本審査結果に係わりなく開示されるので、開示申出により黒塗りのないメール（添付資料B）が開示される。
- ② 指定した郵送料金205円は答案及び調査結果を全部開示するには不足と思われる。メール、答案、調査結果以外の開示情報は開示まで不明である。
- ③ 開示情報は、メールの「配点が無い」など、「無い」ものをどのように調査したのかがわかるものでなければならない。

- ④ ③より、メールの「後期中間試験成績伝票再提出のお願い」は再提出不可能であることが証明され、成績修正要請はなかったことになる。
- ⑤ 機構に対し、成績修正要請は不存在情報として、開示情報を基に訂正請求を行う。
- ⑥ 高専機構は訂正請求を認めない処分とする。
- ⑦ 訂正しない処分の理由を確認する。
- ⑧ ⑦の確認後、訂正請求を認めない処分に対し、不服申立て、審査請求となる。

機構は成績評価に関する全規則（添付資料A）を既に開示し、部分開示としてメール（添付資料B）を開示すると通知した。従って、機構の理由説明書に言及する必要はない。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校（以下「特定高専」という。）教員で、特定年度において、特定科目等の授業を担当していた。同年度（特定年A 1 2月）に実施した後期中間試験について、特定高専校長は、審査請求人が提出した成績評価に疑問が生じたため、採点方法の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年Bに諭旨解雇処分とされた。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1）を起こしているが全て、裁判において敗訴となっている。

これらは、全て懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

2 開示請求のあった保有個人情報ファイルの名称

- ① 後期中間試験の結果を成績とする規則、および中間試験の評価方法を定めた規則
- ② 成績の修正要請の根拠の規則およびこの規則に従って求めた成績修正要請の具体的内容情報

3 決定についての考え方とその理由

- (1) ① 後期中間試験の結果を成績とする規則、および中間試験の評価方法を定めた規則

開示請求の対象が保有個人情報に該当しないため不開示とした。ただし、参考として、「特定高等専門学校試験及び成績評価に関する規則」及び「成績伝票提出の際の留意点」を保有個人情報開示決定通知時に情

報提供として同封した。

保有個人情報でないため、審査請求の対象とならず、この部分の審査請求は失当である。

(2) ② 成績の修正要請の根拠の規則およびこの規則に従って求めた成績修正要請の具体的内容情報

ア 前段の「成績の修正要請の根拠の規則」

開示請求の対象が保有個人情報に該当しないため不開示とした。ただし、参考として学校教育法120条3項であることを保有個人情報開示決定通知時に情報提供した。

保有個人情報でないため、審査請求の対象とならず、この部分の審査請求は失当である。

イ 後段の「この規則に従って求めた成績修正要請の具体的内容情報」

審査請求人以外の個人情報が含まれているため、部分開示としたが、審査請求人は部分開示文書を受理していないにもかかわらず、「開示請求者（審査請求人）以外の保有個人情報とは学生の成績（添付資料4, 5）である。既に開示の状態にある。・・・」等、一方的な自分の考えに基づいた主張をしており、本審査請求は失当である。

なお、審査請求人は、今回の決定の一部開示を不服とし、全部開示を要求しているものと解されるが、開示内容は、別紙1の特定訴訟【不開示処分取消請求控訴事件】で判決（別紙2, 6ページ下から9行目以降）されているとおり、マスキング部分は「自己を本人とする保有個人情報」には該当せず、開示請求の対象とならない。また、開示を求める保有個人情報は、既に開示されているものと言え、訴えの利益がなく、却下されている。

ウ その他

審査請求人の審査請求の添付資料1（保有個人情報開示請求書）は、機構が受理した保有個人情報開示請求書と同一でない。

4 開示の実施の方法

審査請求人は、本件の保有個人情報開示請求書別紙において、「交付情報の真偽、適否等を適正に検証できる方法として、特定高専総務課事務室での交付を請求する。1. の①②の規則に関する情報の真偽等の確認は特定年度に特定高専に在籍していた教員以外には不可能である。特定高専教員による客観的検証によってのみ開示情報の真偽等が証明できる。開示情報の検証結果を独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を保障する体制での開示を求める。」としている。審査請求人が、特定高専総務課事務室での交付を請求している理由は、特定高専内での一方的な理由による懲戒処分等の検証であり、これまでも同様の主張をしてきた。（別紙3～6）

しかし、審査請求人は、これまで機構との間で数多く訴訟外の紛争を起こしてきた。

(当該紛争の内容に関する具体的説明については、本答申では省略)

以上のことから、保有個人情報交付のみであれば、特定高専総務課事務室でかまわないが、交付情報の真偽、適否等を適正に検証するとしており、特定高専の正常な業務運営に支障をきたす恐れがあること並びに教職員や学生に危害が及ぶ恐れがあること等から特定高専守衛所での開示としているものである。

(本答申では理由説明書別紙は省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月6日 審議
- ④ 同月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年1月23日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人に対して行われたとされる成績の修正要請等に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、本件対象保有個人情報4及び本件対象保有個人情報5については、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、本件対象保有個人情報4及び本件対象保有個人情報5の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としている。

以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性並びに本件対象保有個人情報4及び本件対象保有個人情報5の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

法が開示請求対象として予定するのは、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3に係る開示請求は、いずれも特定高専における業務の実施に際しての判断

基準となる「規則」そのものの開示を求めるものであって、その内容はもとより、利用等の態様を考慮しても、当該情報については、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報を見分すると、「特定教員の特定年度の成績等に関する対処について」と題する文書及び「今後の調査のために事実確認が必要な事項」と題する文書に記録された情報（本件対象保有個人情報4及び本件対象保有個人情報5）の一部が、法14条2号に該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名等の記載とあいまって、全体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記各文書は、いずれも、審査請求人が、特定年度の学年末成績評価について、成績確定以降長年にわたり「授業担当教員が評価を行っていない科目の学年末成績評価は適正な成績評価ではない」と申し立てを行っていたため、改めて事実関係等の調査をするために、特定高等専門学校運営会議規則に基づき設置された調査ワーキング・グループが特定年Cにまとめた報告書の一部であり、同報告書は、審査請求人に対し、当時は現職であったため墨塗りなしで交付されているとのことである。そうであれば、原処分の時点において、いずれの不開示部分に記載された情報も審査請求人にとっては既知の情報といえ、法14条2号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しない。

したがって、当該不開示部分は、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3を、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、本件対象保有個人情報4及び本件対象保有個人情報5の一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3は、

法 12 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、本件対象保有個人情報 1 ないし本件対象保有個人情報 3 を不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報 4 及び本件対象保有個人情報 5 の不開示部分は法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象保有個人情報）

本件対象保有個人情報 1 「特定高等専門学校試験及び成績評価に関する規則」

本件対象保有個人情報 2 「成績伝票提出の際の留意点」

本件対象保有個人情報 3 学校教育法 120 条 3 項

本件対象保有個人情報 4 「特定教員の特定年度の成績等に関する対処について」に記録された保有個人情報

本件対象保有個人情報 5 「今後の調査のために事実確認が必要な事項」に記録された保有個人情報